

事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

🏥 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

🍴 飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

🏢 オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

！ お住まいの自治体によっては、
改正健康増進法以外について、
独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている
場合があります。
詳細については各自治体へ
お問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



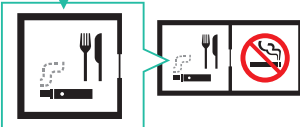
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。※省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が
義務付けられます。



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに
立ち入らせることはできません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずる
ことが必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が
適用されることがあります。

事業者のみなさんへの 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる
財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる
工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした
経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf#P12>



詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう! 望まない受動喫煙

